

構造設備の概要（薬局製造販売医薬品の製造業用）

薬局の名称 [薬局の名称]

【試験検査に必要な設備・器具】

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
顕微鏡 又は ルーペ 又は 粉末X線回析装置		デシケーター		比重計 又は 振動式密度計	重	ブンゼンバーナー 又は アルコールランプ	
		* はかり（感量 1mg）			軽		
試験検査台		* 薄層クロマトグラ フ装置		* pH計		* 崩壊度試験器	
						融点測定器	

注）*印の器具は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関を利用することができます。

【厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用する場合の記載欄】

利用する試験検査機関の名称				
利用する試験検査器具	品目	利用	品目	利用
	はかり（感量1mg）		pH計	
	薄層クロマトグラフ装置		崩壊度試験器	

注1）厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用する場合は、利用証明書等を添付してください。

注2）利用する試験検査器具に○をつけてください。

【試験検査に必要な書籍】

項目	書籍名
薬局製剤に関するもの	